

京 都 大 学 の 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報セキュリティ <u>次号に定める情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。</u></p> <p>(2) 情報資産 <u>情報の内容並びにその作成、利用及び管理等のための仕組み（ハードウェア及びソフトウェアからなる情報機器並びに有線又は無線のネットワークをいう。）をいう。ただし、別に定める場合を除き、情報資産は、電磁的なものに限る。</u></p> <p>(3) 情報セキュリティポリシー <u>京都大学における情報セキュリティの基本方針（平成14年12月17日部局長会議了承）、この規程及び京都大学情報セキュリティ対策基準（平成15年10月21日総長裁定。以下「対策基準」という。）をいう。</u></p> <p>(4) リスク分析 <u>情報セキュリティを侵害された場合の影響の評価をいう。</u></p> <p>(5) 個人情報 <u>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。</u></p> <p>(6) 部局 <u>各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第5条第1項において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部をいう。</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条（同 左）</p> <p>(1) 情報セキュリティ <u>第3号に定める情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。</u></p> <p>(2) 情報システム <u>情報の作成、利用及び管理等のための仕組み（ハードウェア及びソフトウェアからなる情報機器並びに有線又は無線のネットワークをいう。）をいう。</u></p> <p>(3) 情報資産 <u>情報システム及び情報システムに記録された情報並びに情報システムの開発及び運用に係るすべての情報をいう。ただし、別に定める場合を除き、情報は、第11号に定める電磁的記録に限る。</u></p> <p>(4) 情報セキュリティポリシー <u>京都大学における情報セキュリティの基本方針（平成14年12月17日部局長会議了承）及びこの規程をいう。</u></p> <p>(5) 実施規程 <u>情報セキュリティポリシーに基づき情報担当の理事（以下「担当理事」という。）が定める京都大学情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）その他の規程、基準及び計画をいう。</u></p> <p>(6)（同 左）</p> <p>(7) 個人情報 <u>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。</u></p> <p>(8)（同 左）</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(7) <u>教職員</u> 役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員をいう。</p> <p>(8) <u>学生等</u> 学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等（京都大学通則（昭和28年達示第3号）第5章に定めるもの）、研究生、研修員等（京都大学研修規程（昭和24年達示第3号）に定めるもの）その他本学規程に基づき受け入れる研究者等をいう。</p> <p>（対象範囲）</p> <p>第3条 情報セキュリティポリシーは、次の各号に規定する情報資産を対象とする。</p> <p>(1) 本学が管理する<u>情報機器及びネットワーク</u></p> <p>(2) 前号に規定する<u>情報資産</u>に接続された情報機器</p> <p>(3) <u>前号又は第1号</u>に規定する情報資産を利用する者が、本学の教育、研究<u>その他業務</u>のために作成又は取得した情報で、<u>前号又は第1号</u>に規定する情報機器に記憶させたもの</p> <p>(4) <u>教職員及び学生等</u>が、本学の教育、研究<u>その他業務</u>のために作成又は取得した情報で、<u>前号</u>に該当しないもの</p> <p>第2章 組織体制 （最高情報セキュリティ責任者）</p> <p>第4条 本学に最高情報セキュリティ責任者を置き、<u>情報基盤担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者は、本学の情報セキュリティに関する総括的な権限及び責任を有する。</p> | <p>(9) <u>教職員等</u> 役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員をいう。</p> <p>(10) （同 左）</p> <p>(11) <u>電磁的記録</u> 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>（対象範囲）</p> <p>第3条 （同 左）</p> <p>(1) 本学が<u>所有又は管理する情報システム</u></p> <p>(2) 前号に規定する<u>情報システム</u>に接続された情報機器で、<u>前号に該当しないもの</u></p> <p>(3) 本学との契約又は協定に基づき提供される情報システム</p> <p>(4) <u>第1号若しくは前号</u>に規定する情報システム又は<u>第2号</u>に規定する情報機器を利用する者（<u>教職員等及び学生等以外の者を含む。以下同じ。</u>）が、本学の教育、研究<u>その他の業務</u>のために作成又は取得した情報で、<u>当該情報システム又は情報機器</u>に記憶させたもの</p> <p>(5) <u>第1号又は第3号</u>に規定する情報システムに関する計画、構築、運用等の情報処理業務に係る情報で、<u>書面に記載されたもの</u></p> <p>(6) <u>教職員等及び学生等</u>が、本学の教育、研究<u>その他の業務</u>のために作成又は取得した情報で、<u>前2号</u>に該当しないもの</p> <p>2 <u>前項各号に規定する情報資産を運用、管理又は利用する者は、情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。</u></p> <p>第2章 組織体制 （最高情報セキュリティ責任者）</p> <p>第4条 本学に最高情報セキュリティ責任者を置き、<u>担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 （同 左）</p> <p>（情報セキュリティ実施責任者）</p> <p>第4条の2 <u>本学に情報セキュリティ実施責任者を置き、本学の教職員のうちから、総長が指名する。</u></p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長（本部の事務組織にあつては、総務担当の理事）をもって充てる。</p> <p>2 部局情報セキュリティ責任者は、当該部局の情報セキュリティに関する権限と責任を有する。</p> | <p>2 <u>情報セキュリティ実施責任者は、本学における情報セキュリティ対策の実施に関し統括する。</u> <u>(情報セキュリティ監査責任者)</u></p> <p>第4条の3 <u>本学に情報セキュリティ監査責任者を置き、本学の教職員のうちから、最高情報セキュリティ責任者が指名する。</u></p> <p>2 <u>情報セキュリティ監査責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示のに基づき、第13条に定める監査に関し統括する。</u> <u>(情報セキュリティ監査実施者)</u></p> <p>第4条の4 <u>本学に情報セキュリティ監査実施者を置き、本学の教職員のうちから、情報セキュリティ監査責任者が指名する。</u></p> <p>2 <u>情報セキュリティ監査実施者は、情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、第13条に定める監査を実施する。</u> <u>(情報セキュリティアドバイザー)</u></p> <p>第4条の5 <u>本学に、必要に応じて情報セキュリティアドバイザーを置くことができる。</u></p> <p>2 <u>情報セキュリティアドバイザーは、情報セキュリティに関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、最高情報セキュリティ責任者が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>情報セキュリティアドバイザーは、最高情報セキュリティ責任者に対し、情報セキュリティに関する技術的な助言を行う。</u> <u>(部局情報セキュリティ責任者)</u></p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } <u>(部局情報セキュリティ技術責任者)</u></p> <p>第5条の2 <u>部局に部局情報セキュリティ技術責任者を置き、当該部局の教職員のうちから、部局情報セキュリティ責任者が指名する。</u></p> <p>2 <u>部局情報セキュリティ技術責任者は、当該部局の情報システムにおける情報セキュリティ対策の実施に関し統括する。</u> <u>(部局情報システム技術担当者)</u></p> <p>第5条の3 <u>情報システムを保有する部局に、当該情報システムごとに部局情報システム技術担当者を置き、当該部局の教職員のうちから、部局情報セキュリティ責任者が指名する。</u></p> <p>2 <u>部局情報システム技術担当者は、所管する情報システムにおける情報セキュリティ対策を実施する。</u></p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(全学情報セキュリティ委員会等)</p> <p>第6条 本学の情報セキュリティに関し、次の各号に掲げる事項について審議するため、本学に全学情報セキュリティ委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。</p> <p>(1) この規程の改廃に関すること。</p> <p>(2) 情報セキュリティの確保に必要となる<u>対策基準の改定</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>情報セキュリティポリシーの実施状況に係る監査</u>に関すること。</p> <p>(4) 情報セキュリティの維持及び向上のための措置に関すること。</p> <p>(5) その他情報セキュリティに関することで、重要なこと。</p> <p>2 全学委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 最高情報セキュリティ責任者</p> <p>(2) <u>部局情報セキュリティ責任者</u></p> <p>(3) <u>情報環境機構長</u></p> <p>(4) その他最高情報セキュリティ責任者が指名する者 若干名</p> <p>3 全学委員会に委員長を置き、最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>5 全学委員会の下に、情報セキュリティに関する全学及び部局間の連絡調整を行うため全学情報セキュリティ幹事会（以下「幹事会」という。）<u>及び第1項第3号に掲げる監査を実施させるため監査班</u>を置く。</p> <p>6 幹事会は、<u>最高情報セキュリティ責任者及び第8条第4項に定める部局委員会の幹事</u>で組織し、最高情報セキュリティ責任者又はその指名する者が座長となる。</p> <p>7 <u>監査班は、最高情報セキュリティ責任者が指名する者によって組織する。</u></p> <p>8 前各項に定めるもののほか、全学委員会の議事運営その他必要な事項は、全学委員会が定める。</p> <p>(中 略)</p> | <p>(全学情報セキュリティ委員会等)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 情報セキュリティの確保に必要となる<u>実施規程の制定及び改廃</u>に関すること。</p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>(1) }</p> <p>(2) <u>情報セキュリティ実施責任者</u></p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>5 全学委員会の下に、情報セキュリティに関する全学及び部局間の連絡調整を行うため全学情報セキュリティ幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。</p> <p>6 幹事会は、<u>次の各号に掲げる者</u>で組織し、最高情報セキュリティ責任者又はその指名する者が座長となる。</p> <p>(1) <u>最高情報セキュリティ責任者</u></p> <p>(2) <u>情報セキュリティ実施責任者</u></p> <p>(3) <u>第8条第5項に定める部局委員会の幹事</u></p> <p>(4) <u>その他最高情報セキュリティ責任者が指名する者 若干名</u></p> <p>7 (同 左)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(部局情報セキュリティ委員会) 第8条 部局に部局情報セキュリティ委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。</p> <p>2 部局委員会は、部局情報セキュリティ責任者が指名する者で組織する。</p> <p>3 部局委員会に委員長を置き、部局情報セキュリティ責任者をもって充てる。</p> <p>4 部局委員会に情報セキュリティに関する連絡調整等を行うため幹事を置く。</p> <p>5 部局委員会は、部局情報セキュリティ責任者を補佐し、部局における情報セキュリティに関する事項を扱う。</p> <p>6 部局委員会に関し必要な事項は、当該部局において定める。</p> | <p>(部局情報セキュリティ委員会) 第8条 (同 左)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、部局が必要と認めるときは、複数の部局が共同して一の部局委員会を設置することができる。</u></p> <p>3 部局委員会は、部局情報セキュリティ責任者が指名する者で組織する。<u>この場合において、前項の部局委員会の場合にあつては、関係部局の部局情報セキュリティ責任者の協議に基づき指名するものとする。</u></p> <p>4 部局委員会に委員長を置き、部局情報セキュリティ責任者をもって充てる。<u>ただし、第2項の部局委員会の場合にあつては、関係部局の協議に基づきいずれかの部局の部局情報セキュリティ責任者をもって充てるものとする。</u></p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 } (同 左)</p> <p>7 部局委員会に関し必要な事項は、当該部局において定める。<u>ただし、第2項の部局委員会の場合にあつては、関係部局の協議に基づき定めるものとする。</u></p> |
| <p>第3章 情報資産の保護 (情報資産の分類及び管理) 第9条 部局情報セキュリティ責任者は、次の各号に規定する情報資産に対してリスク分析を行い、その結果に基づいた適切な分類と管理を実施しなければならない。</p> <p>(1) 当該部局が管理する情報機器 (2) 前号に規定する情報機器において扱う情報 (3) 当該部局が管理するネットワーク</p> <p>2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、対策基準で定める。 (中 略)</p> <p>第5章 ネットワークの監視及び利用情報の取得 (ネットワークの監視) 第11条 第3条第1号のネットワークを利用する者は、ネットワークを通じて行われる通信を傍受してはならない。ただし、最高情報セキュリティ責任者又は当該ネットワークを管理する部局情報セキュリティ責任者は、セキュリティ確保のために、あらかじめ指名した者に、ネットワークを通</p> | <p>第3章 情報資産の保護 (情報資産の格付け及び管理) 第9条 部局情報セキュリティ責任者は、担当理事が定める情報の格付け及び取扱制限に関する基準に基づき当該部局が管理する情報資産に対してリスク分析を行い、その結果に基づいた適切な格付けと管理を実施しなければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第5章 ネットワークの監視及び利用情報の取得 (ネットワークの監視) 第11条 第3条第1号若しくは第3号の情報システム又は同条第2号の情報機器を管理、運用又は利用する者は、ネットワークを通じて行われる通信を傍受してはならない。ただし、最高情報セキュリティ責任者又は当該情報システムを管理する部局情報局情報セキュリティ責任者は、セキュリ</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>じて行われる通信の監視（以下「監視」という。）を行わせることができる。監視の範囲及び手続は、対策基準で定める。</p> | <p>ティ確保のために、あらかじめ指名した者に、ネットワークを通じて行われる通信の監視（以下「監視」という。）を行わせることができる。監視の範囲及び手続は、対策基準で定める。</p> |
| <p>2 前項の指名を受けた者は、監視によって知った通信の内容又は個人情報を、他の者に伝達してはならない。ただし、本学又は学外に対する重大なセキュリティ侵害を防止するために必要と認められる場合は、対策基準で認める内容を対策基準で定める手続により、監視を行わせる者及び対策基準で特に定める者に伝達することができる。</p> | <p>2 (同 左)</p> |
| <p>3 監視によって採取した記録の取扱いその他必要な事項は、対策基準で定める。 (利用の記録)</p> | <p>3 (利用の記録)</p> |
| <p>第12条 <u>情報機器の利用記録</u>（以下「<u>利用記録</u>」という。）の採取及び取扱いについては、対策基準で定める。 第6章 監査、点検及び情報セキュリティポリシーの更新等 (監査)</p> | <p>第12条 <u>情報システムの利用記録</u>の採取及び取扱いについては、対策基準で定める。 第6章 監査、点検及び情報セキュリティポリシーの更新等 (監査)</p> |
| <p>第13条 <u>全学委員会</u>は、情報セキュリティポリシーの実施状況に係る監査を<u>監査班</u>に行わせ、<u>監査班</u>は、その結果を<u>全学委員会</u>に報告するものとする。 (点検)</p> | <p>第13条 <u>情報セキュリティ監査責任者及び情報セキュリティ監査実施者</u>は、情報セキュリティポリシー及び実施規程の実施状況に係る監査を行い、<u>情報セキュリティ監査責任者</u>は、その結果を<u>最高情報セキュリティ責任者</u>に報告するものとする。 (点検)</p> |
| <p>第14条 部局情報セキュリティ責任者は、当該部局における情報セキュリティポリシーの実施状況について点検を行い、<u>全学委員会</u>に報告するものとする。 (ポリシーの更新)</p> | <p>第14条 部局情報セキュリティ責任者は、当該部局における情報セキュリティポリシー及び実施規程の実施状況について点検を行い、<u>最高情報セキュリティ責任者</u>に報告するものとする。 (ポリシー及び実施規程の更新)</p> |
| <p>第15条 全学委員会は、第13条の監査及び前条の点検の結果並びに本学におけるセキュリティ侵害を勘案し、定期的に情報セキュリティポリシーの更新を審議するものとする。 (その他)</p> | <p>第15条 全学委員会は、第13条の監査及び前条の点検の結果並びに本学におけるセキュリティ侵害を勘案し、定期的に情報セキュリティポリシー及び実施規程の更新を審議するものとする。 (その他)</p> |
| <p>第16条 この規程に定めるもののほか、本学の情報セキュリティの維持及び向上に関し必要な事項は、対策基準で定める。</p> | <p>第16条 (同 左)</p> |
| | <p>附 則 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。 2 京都大学情報セキュリティ対策基準（平成15年10月21日総長裁定）は、廃止する。</p> |